

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道個人情報保護条例		
根拠条項	第14条、第28条、第35条		
許認可等の種類	① 自己に関する個人情報の開示の請求 ② 自己に関する個人情報の訂正の請求 ③ 自己に関する個人情報の利用停止の請求		
法令の定め	<p>第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>第28条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実が誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。</p> <p>第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去</p> <p>(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>(3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき当該個人情報の廃棄又は消去</p>		
審査基準			
標準処理期間	総期間	開示請求	14日・丹
		訂正請求	30日・丹
		利用停止請求	30日・丹
	経由機関		日・月 ( )
	協議機関		日・月 ( )
	処分機関	開示請求	14日・丹 (北海道選挙管理委員会)
		訂正請求	30日・丹 (同上)
		利用停止請求	30日・丹 (同上)
処分担当課	北海道選挙管理委員会事務局 (電話番号：011-231-4111内線23-518) 北海道選挙管理委員会事務局支所 (14支所)		
申請先	同上	(電話番号： 同上 )	
問い合わせ先	同上	(電話番号： 同上 )	
備考	<p>開示・非開示及び訂正の可否の判断に必要なとされる基準が、条例の定め並びに条例の趣旨、解釈及び運用を定めた総務部長通達において具体的に規定し尽くされていないため審査基準を設定しない</p> <p>公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/iinkai/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/iinkai/shinsakijun.htm</a></p>		